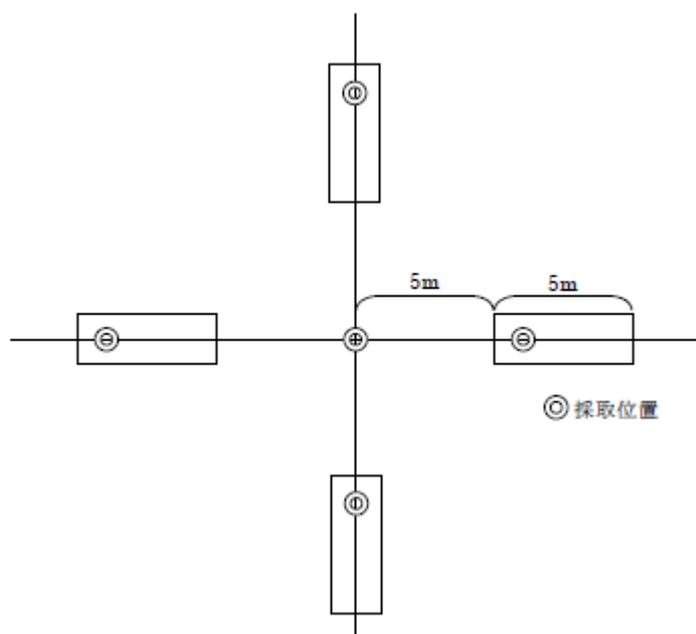


(参考資料)

【試料採取方法】

- ・ 第一種特定有害物質を調査対象とした 168 地点のうち、47 地点においては 5 箇所混合方式の 1 箇所ですら表層 5 cm の土壌を採取し、121 地点においては検知管により汚染の頻度が高い項目（トリクロロエチレン等）を測定し、汚染の可能性が確認された場合には表層 5 cm の土壌を採取（測定地点No.61 においてのみ汚染の可能性が確認）。
- ・ 第二種特定有害物質、ポリ塩化ビフェニルを調査対象とした 165 地点において、表層 5 cm の土壌について 5 箇所混合方式で採取。
- ・ ダイオキシン類を調査対象とした 20 地点において、表層 5 cm の土壌について 5 箇所混合方式で採取。
- ・ 全石油系炭化水素を調査対象とした 9 地点において、1 箇所（油汚染の可能性が確認された箇所が存在した場合は当該箇所）で表層 5 cm の土壌を採取。なお、9 地点のうち 1 地点（測定地点No.54）は、第一次調査（平成 23 年 8 月 19 日に結果を公表）において採取した試料を使用。



5 箇所混合方式の参考例

- ・ なお、175 地点のうち 6 地点においては、表層 5 cm に加えて表層から 5 cm～50cm までの土壌を 5 箇所混合方式の中心 1 箇所ですら採取。
- ・ また、津波堆積物がある場合は、津波堆積物を除いた地表面からの深さの土壌を採取。

【分析方法】

- ・ 第一種特定有害物質、第二種特定有害物質(土壤溶出量)、ポリ塩化ビフェニル
「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号)

- ・ 第二種特定有害物質(土壤含有量)
「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号)

- ・ ダイオキシン類
「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」(平成 21 年 3 月環境省水・大気環境局土壤環境課)

- ・ 全石油系炭化水素
「油汚染対策ガイドラインー鉱油類を含む土壤に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方ー」(平成 18 年 3 月中央環境審議会土壤農薬部会土壤汚染技術基準等専門委員会)

- ・ 土懸濁液の pH
「土懸濁液の pH 試験方法」(地盤工学会基準 JGS0211)

- ・ 土懸濁液の電気伝導率
「土懸濁液の電気伝導率試験方法」(地盤工学会基準 JGS0212)

※ pH及び電気伝導率については、特定有害物質等を測定したものと同様の試料で測定。